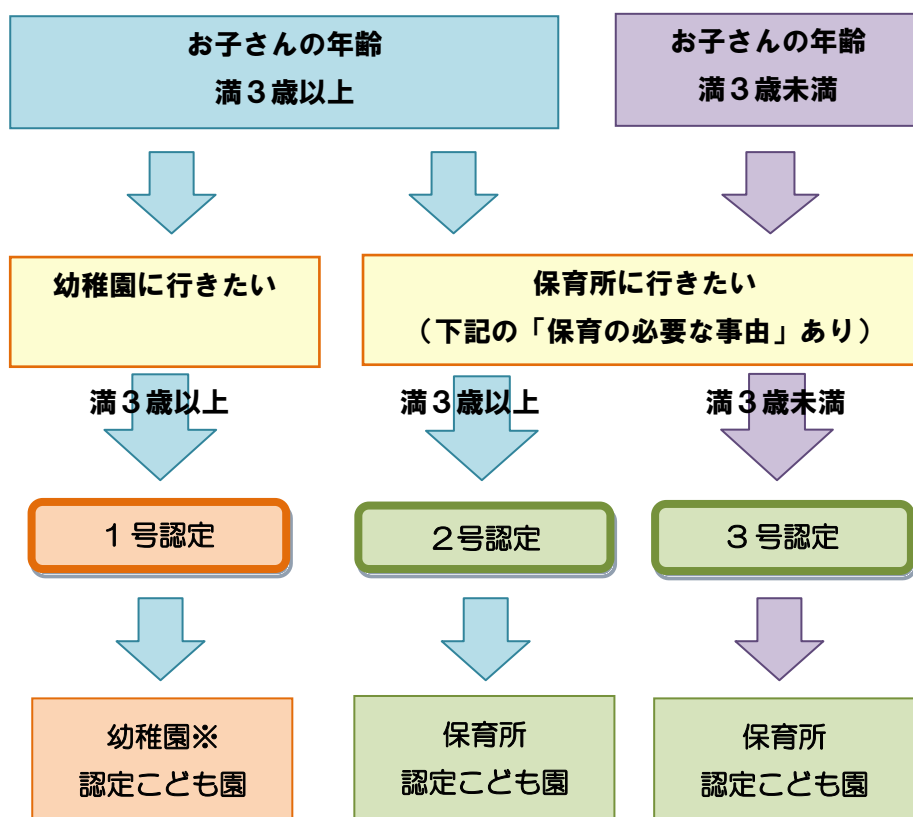


認定区分フロー図



※新制度に移行していない幼稚園があります。その場合は、認定申請は必要ありません。

保育の必要な事由（「保育の必要性」）

- ① 就労
- ② 妊娠・出産
- ③ 保護者の疾病・負傷・障害
- ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動
- ⑦ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ⑧ 虐待、DV
- ⑨ 育児休業をする際に、既に保育利用中の子どもの継続利用が必要であると認められること